

---

# 2016/17 香港稅務概覽

本小冊子にある情報は現行の税法および税務慣行に基づいており、2016年2月24日に発表された2016/17年度の香港予算案にある法案等を含んでいる。

法案は立法評議会において法律として制定されるが、成立前に修正される可能性がある。

# 目次

	ページ
<b>所得税</b>	1-2
— 分類課税	
— 課税形態	
— 課税年度	
— 二重課税防止に関する合意および協定	
— 総合課税	
<b>給与所得税</b>	3-9
— 税率	
— 人的控除	
— 諸控除	
— 課税所得分岐点	
— 既婚者	
— 課税形態	
— 特典および免税措置等	
— 退職手当	
— 失業手当	
— 徴税	
— 内国歳入法による雇用者の法的義務	
<b>事業所得税</b>	10-18
— 税率	
— 課税形態	
— 香港で課税対象とみなされる所得	
— 受取利息免税	
— 損金算入項目	
— 損失	
— 特定業種の納税者/所得	
— 資本的支出にかかる税務上の恩典	
— セール・アンド・リースバックおよびレバレッジ・リース	
— 徴税	
<b>不動産所得税</b>	19
— 税率	
— 課税形態	
— 免税措置等	
— 純査定価格	
— 徴税	
<b>申告期日</b>	20-21
— 税務申告書の提出	
— 異議申立て	
<b>印紙税</b>	22-25
— 税率	
— 課税形態	
— 免税措置等	
<b>間接税および手数料</b>	26-27
<b>プライスウォーターハウスクーパースの責任者</b>	28
<b>コンタクト先</b>	29-30

# 所 得 稅

## 分類課税

香港は所得の分類課税制度を採用しており、内国歳入法により役職、雇用または、年金にかかる所得に対しては給与所得税が課され、香港を源泉とする事業または、売買利益に対しては事業所得税が課され、香港に存在する不動産から生じる所得には不動産所得税が課される。上記の範疇のいずれにも属さない所得は課税されない。香港には人頭税、売上税、付加価値税、贈与税およびキャピタルゲイン課税はない。加えて、2006年2月11日から香港には相続税もない。

## 課税形態

香港は領域概念に基づいて所得税を課しており、一般に香港において生じ香港を源泉とする所得のみが課税されるが、その他の事業収入が課税所得とみなされる場合もある。香港で雇用されていなくても香港において役務が提供されている場合にはその所得も課税対象とみなされる。

## 課税年度

税務年度または、課税年度は4月1日から翌年の3月31日である。課税対象は当該年度における給与所得税、および不動産所得税に関わり計上される収益である。事業所得税の課税対象は当該課税年度内に終了する事業年度における税務調整後の会計上の利益である。

## 二重課税防止に関する合意および協定

2016年2月24日現在、香港は下記の国または、地域と包括的な二重課税防止に関する合意または、協定を結んでいる。

- |                  |                     |                    |
|------------------|---------------------|--------------------|
| •オーストリア(2012/13) | •日本(2012/13)        | •ニュージーランド(2012/13) |
| •ベルギー(2004/05)   | •ジャージー(2014/15)     | •ポルトガル(2013/14)    |
| •ブルネイ(2011/12)   | •韓国(未発効)            | •カタール(2014/15)     |
| •カナダ(2014/15)    | •クウェート(2014/15)     | •ルーマニア(未発効)        |
| •チェコ共和国(2013/14) | •リヒテンシュタイン(2012/13) | •ロシア(未発効)          |
| •スペイン(2013/14)   | •ハンガリー(2012/13)     | •南アフリカ(2016/17)    |
| •フランス(2012/13)   | •スイス(2013/14)       | •ルクセンブルグ(2008/09)  |
| •ガーンジー(2014/15)  | •タイ(2006/07)        | •中国(2007/08)       |
| •マレーシア(2013/14)  | •アラブ首長国連邦(2016/17)  | •イギリス(2011/12)     |
| •インドネシア(2013/14) | •マルタ(2013/14)       | •ベトナム(2010/11)     |
| •アイルランド(2012/13) | •メキシコ(2014/15)      | •オランダ(2012/13)     |
| •イタリア(2016/17)   |                     |                    |

注：カッコ内は香港において合意または、協定が発効したまたは、発効する予定の課税年度を示している。韓国、ルーマニアおよびロシアとの包括的な二重課税防止に関する合意は批准待ちとなっている。

## 所 得 稅

### 総合課税

香港居住者である個人は給与所得税、事業所得税、不動産所得税の課税所得を単一の申告書に合算して課税を受ける方式を選択できる。当該方式により給与所得や不動産所得を事業損失と相殺することができ、賃貸不動産にかかる借入利息は損金算入することができる。既婚者の場合、もし夫婦とも課税所得を得ている場合には、当該個人はその配偶者と合算課税を選ばなければならない。

当該方式によれば、前年度の損失は本年または、その後の数年間の所得に対し控除ができる。税額は人的控除額を控除した所得に対して給与所得税と同一の計算方式により算出される。しかしながら、最高税額は個人の総所得から控除可能経費および公認慈善寄付金を差し引いた額に対する標準税率にて算出され、人的控除は控除されない。

## 給与所得税

### 税率

個人の雇用所得から控除可能経費、公認慈善寄付金および人的控除額を差し引いた所得に対し下記の累進税率により給与所得税が課される。

	<u>2016/17</u>		<u>2015/16</u>		
初めの	\$40,000	2%	初めの	\$40,000	2%
次の	\$40,000	7%	次の	\$40,000	7%
次の	\$40,000	12%	次の	\$40,000	12%
残額		17%	残額		17%

最大税額は雇用所得から控除可能経費および公認慈善寄付金を差し引いた所得(ただし、人的控除額控除前)に対して標準税率15%を適用して計算された税額を限度とする。

### 人的控除

	<u>2016/17</u>	<u>2015/16</u>
基礎控除	\$132,000	\$120,000
既婚者控除	\$264,000	\$240,000
子供控除:		
第一子～第九子(一人当たり)		
・誕生年度	\$200,000	\$200,000
・他の年度	\$100,000	\$100,000
別居扶養父母／祖父母控除		
・60歳以上	\$46,000	\$40,000
・55～59歳	\$23,000	\$20,000
同居(1年を通して)扶養父母／祖父母控除		
・60歳以上	\$92,000	\$80,000
・55～59歳	\$46,000	\$40,000
扶養兄弟姉妹控除(子供控除該当者を除く)	\$33,000	\$33,000
寡婦(夫)控除	\$132,000	\$120,000
扶養身体障害者控除(既に付与されている 身体障害者に関する他の控除に追加して適用)	\$66,000	\$66,000

## 給与所得税

### 諸控除

諸控除を計上するためには課税対象所得の計算において経費が完全に、包括的に、必要に応じて計上されなければならない。

最高控除額:	<u>2016/17</u>	<u>2015/16</u>
自己研鑽教育費	\$80,000	\$80,000
住宅ローン支払利息	\$100,000	\$100,000
高齢者住宅介護費用	\$92,000	\$80,000
退職年金積立金	\$18,000	\$18,000

### 課税所得分岐点

	所得水準	
	<u>2016/17</u>	<u>2015/16</u>
<b>非課税所得</b>		
独身者—子供がない場合	\$132,000 以下	\$120,000 以下
既婚者—子供がない場合	\$264,000	\$240,000
既婚者—子供が二人いる場合	\$464,000	\$440,000
既婚者—子供が二人および、 60歳以上の別居扶養 父母等が二人いる場合	\$556,000	\$520,000
<b>標準税率適用所得</b>		
独身者—子供がない場合	\$1,722,000 超	\$1,620,000 超
既婚者—子供がない場合	\$2,844,000	\$2,640,000
既婚者—子供が二人いる場合	\$4,544,000	\$4,340,000
既婚者—子供が二人および、 60歳以上の別居扶養 父母等が二人いる場合	\$5,326,000	\$5,020,000

## 給与所得税

### 既婚者

夫婦共に課税所得があれば通常は別々に課税されるが、合算課税の方が有利であればこちらを選択することもできる。

既婚者控除は、夫婦のどちらか一方に所得がない場合、夫婦が合算課税を選択した場合または、総合課税が選択された場合にのみ適用される。

夫婦は子供控除の適用を受ける配偶者を定めなければならない。

### 課税形態

香港を源泉とする雇用、役職および年金から得られる所得に対しては、当該個人の居住地、住所、市民権いかんにかかわらず給与所得税が課される(ただし、当該個人が香港と包括的租税協定を結んでいる税務管轄区域の税務上の居住者である場合は除く)。

雇用場所が香港である場合あるいは香港外雇用であったとしても労務の提供が香港内である場合には、当該雇用所得は香港内源泉所得を構成する。

税務局は次の3つの要因が存在する場合は雇用所得の源泉は香港外であると認めている。すなわち、①「雇用契約は香港外で交渉、締結および実施されている」、②「雇用者の居住地は香港外である」、③「給与の支払場所は香港外である」。これらの要因のうち一つでも満たされない場合には、当該雇用は香港内雇用であるとみなされる可能性がある。

香港内雇用の場合でも課税年度における雇用サービスのすべてが香港外で提供されれば雇用所得は非課税になる。雇用サービスのすべてが香港外で提供されているかを判断するにあたって、課税年度内において60日以下香港に滞在する場合、サービスの提供はすべて香港外で行われたものとみなされる。

香港外での役務提供にかかる所得で役務提供がなされた領域において給与所得税と同様の税金が課され、支払いを行った場合には部分的な税額免除が適用可能である。

## 給与所得税

香港外雇用においては香港内で提供された役務から生じた所得のみが給与所得税の課税対象となる。香港内雇用の場合と同様に一課税年度内において60日以内の香港滞在中に提供された役務については、当該役務が香港内で提供されたか否かを判断する必要はない。

取締役報酬の源泉は支払を行う会社が経営管理される場所にある。

退職年金は年金基金が香港で管理運営されており、香港における役務提供にかかるるもの（香港政府の年金を除く）が課税される。

雇用関係を偽るサービス会社の利用を防止する立法措置が施されており、税務局通達は支払元と同一の共同経営者等により管理支配されているサービス会社への管理費用の支払も規制している。

### 特典および免税措置等

一般的に、換金可能な現物給与や、従業員の子弟の教育費または、休暇旅行に関して雇用者により支払われた金額を含む特典および手当は課税される。ただし、雇用者が単独かつ第一義的な支払債務を負うようなその他の給付（例：光熱費等）については、従業員は課税されない。

ストックオプションから得られる収入はオプションの実行、譲渡および放棄の際に課税される。

雇用者または、その関連会社が提供する宿泊施設や家賃補助に対する課税も減免されている。所得は雇用者によって無償で与えられた住居の家賃相当価値または、被雇用者が家賃を一部負担した場合の実質的に雇用者が負担する家賃相当価値分を含む。住居の家賃相当価額は一般に給与所得の10%であるが、ホテル、ホステルおよび寮の場合、2室以下および1室であればそれぞれ8%と4%に減免される。同様に、もし被雇用者がその住居を賃借し、その被雇用者が支払った家賃の一部または、全額を雇用者が払戻す場合、当該家賃相当価値または、被雇用者が大家に実際に払戻す金額を超過する家賃相当価値分は課税所得に含まれる。

## 給与所得税

### 退職手当

#### 強制退職年金基金

MPFは公式かつ強制的に退職者を保護する民営の拠出制度であり、強制積立金の経済的利益は加入者が退職年齢となる65歳まで維持される。60歳以上65歳未満で永久退職する場合、香港からの永久出国、就業不能障害、末期疾患と診断される場合、または定年前に死亡する等の場合は例外的に早期受取も認められる。MPFの強制積立金から生じる給付金は退職、死亡、就業不能障害、末期疾患もしくは香港からの永久出国の場合に一時金もしくは分割払いとして支給される。

外国人で香港での雇用期間が13ヶ月以下の者および香港外の地域で強制退職年金制度に加入している被雇用者等は、MPF制度に加入しなくてもよい。

MPF制度では被雇用者は毎月所得の5%を拠出し、雇用者は同等の金額を拠出する。2014年6月1日からは、強制拠出金の対象となる所得の上限は月額HK\$30,000であるため、強制拠出額の月額上限は、雇用者、被雇用者共に月額HK\$1,500となっている。月収がHK\$7,100未満の被雇用者に拠出義務はないが、当該被雇用者の雇用者は当該被雇用者の月収の5%に相当する拠出を行う必要がある。被雇用者および雇用者は、強制拠出に加えて任意拠出をしてもよい。

自営業者はMPF制度に加入する必要がある。

被雇用者の拠出金は給与所得税の計算において課税所得から控除される。2015/16課税年度以降における年間控除の上限はHK\$18,000である。

定年退職、死亡、就業不能障害、末期疾患および香港からの永久出国を根拠としてMPF制度の公認信託会社から給付金を受け取る場合、雇用者、被雇用者の強制拠出金に帰属する部分は被雇用者の任意拠出金と同様に非課税となる。

## 給与所得税

定年退職、死亡、就業不能障害、末期疾患および退職等によりMPF制度の公認信託会社から給付金を受け取る場合、雇用者の任意拠出金に帰属する部分も一般的には非課税となる。10年未満の雇用期間中の退職等により当該任意拠出分が例外的に給付される場合もあるが、そのような場合は課税対象となる。

### その他の退職金スキーム

定年退職、死亡、身体障害、末期疾患または解雇時に適格職業退職年金基金(強制退職年金基金ではない)から受け取る年金や一時金は、特定の場合(例えば雇用期間が10年未満の場合の退職等)を除き非課税である。

適格職業退職年金基金(強制退職年金基金ではない)から被雇用者が受け取る雇用者拠出分は、定年退職、死亡、身体障害、末期疾患または解雇等による支給を除いて課税対象となる。

適格職業退職年金基金または、強制退職年金基金とはみなされない退職積立金から被雇用者が受け取る雇用者積立分は給与所得税の対象となる。

### 失業手当

過去、現在および将来の役務提供の対価ではない失業手当は一般に非課税であり、被雇用者の就労権の喪失に対する補償金がこれに該当する。雇用終了給付金の内、過去の役務提供にかかるものは課税されるが、退職以前の3年間にわたって均等按分の上課税することも可能である。雇用条例に基づく長期服務金および解雇補償金は非課税である。解雇予告手当金額は税務局によって雇用による所得とみなされ、給与所得税の課税対象となっている。

## 給与所得税

### 徵稅

3月31日に終了する課税年度の給与所得税は、一般に給与所得税の申告書を提出し、当該年度の確定税額の課税通知書を受け取る前に予定納税により徵收される。予定税額は前年度の確定税額を参照して計算され、その納付額は当年度の確定税額から控除される。

予定税額が確定税額を上回る場合の超過額は次年度の予定税額に充当される。課税通知書のみが納付期限を規定しており、予定税額が過大であれば、支払期日の28日前または、課税通知書の発行日より14日以内にその全部または、一部の支払保留の申請が可能である。

雇用者に給与所得税の源泉徵収義務はないが、香港を去る被雇用者への給与等の支払を留保しなければならない場合がある。

### 内国歳入法による雇用者の法的義務

雇用者には下記の法的義務がある。

- 1)被雇用者の香港における雇用開始後3ヶ月以内に税務局へ通知。
- 2)被雇用者に支払った給与等の年次申告。
- 3)雇用終了通知書を雇用終了予定日の1ヶ月前までに税務局へ提出。
- 4)被雇用者が1ヶ月以上香港を離れる場合、離港予定日の1ヶ月前までに税務局へ通知。
- 5)上記(4)の通知をする場合、1ヶ月分の給与の支払を留保。

上記(4)は、業務上頻繁に離港する被雇用者には適用されない。

## 事 業 所 得 稅

### 税率

	<u>2016/17</u>	<u>2015/16</u>
法人	16.5%	16.5%
個人事業者	15%	15%

### 課税形態

香港において取引、専門職業または、事業を行う者は、当該取引、専門職業または、事業(資本的と見なされている利益を除く)から生じる香港を源泉とする所得に対して事業所得税が課される。納税者の居住地および恒久的施設の所在は、一般的に事業所得税の課税所得源泉地の判定の際には考慮されない(ただし、納税者が香港と包括的租税協定を結んでいる税務管轄区域の税務上の居住者である場合を除く)。香港を源泉としない所得は香港へ送金されても課税されない。

香港で取引、専門職業または、事業を行っているか否かは事実に基づき判断される。

所得または、利益が香港で生じるあるいは香港を源泉とするか否かは、最終的には事実に基づき判断される。利益が香港で生じる、あるいは香港を源泉とするか否かを決定するために裁判所が採用する一般的なルールは、納税者が問題の利益を得るために何を行い、どこでその行為を行っているのかを確認することである。その行為が香港で利益を生み出す場合は、その利益は香港において課税される。この領域概念の適用に際して納税者と税務局との間に多くの論争が生じたため、様々な状況における税務局の見解が公表され、その後所得の源泉に関する実務指針第21号(DIPN 21)が改訂された。また税務局は有料ではあるが所得の源泉の事前確定裁決を開始している。

課税所得は決算書上の当期利益または、損失を調整して算出されるが、会計上の減価償却費を加算し税務上の減価償却額を減算する調整は典型的なものである。

保険会社、航空機および船舶所有者の課税所得は内国歳入法(下記、「特定業種の納税者/所得」-13ページを参照)が規定する特定の算式により算定される。クラブおよび貿易振興協会は内国歳入法が規定する特定の要件に対応しない場合、事業所得税が課税される。

## 事 業 所 得 税

香港事業所得税の課税対象となっている企業からの配当は、一般的に香港において事業所得税が免除され、もしくは源泉所得税の課税対象とならない。

香港外の法人からの配当は一般的に香港外の源泉とみなされ香港事業所得税の対象とならない。

### 香港で課税対象とみなされる所得

内国歳入法にはみなし所得の規定があり、下記の所得は課税される。

- a) 映画やテレビのフィルム、その他の録画および録音媒体の香港における使用から得られる所得。
- b) 香港外居住者が有する知的財産の香港における使用または、使用権から得られる所得。(ロイヤルティー)
- c) 香港外居住者が有する知的財産の香港外における使用または、使用権から得られる所得(ロイヤルティー)のうち、香港の事業所得税法上、その費用が損金に算入される場合。
- d) 香港で営む事業に対する財務的支援。(資本的支出を除く。)
- e) 香港における動産のリースから得られる賃貸料。
- f) 香港で事業を営む金融機関に帰属する受取利息ならびに預金証書や為替証書の提示、満期償還、または売却により金融機関が得る利益。
- g) 金融機関以外の企業が香港における関連企業社間の融資業務を通じて、もしくはこれらの業務を継続することで得られる利息収入、および預金証書、為替証書もしくは規制に基づく資本証券の売却、除却あるいは満期償還により得られる利益。(まだ発効されていないが、詳細については15ページの“グループ金融財務拠点”の段落を参照)
- h) 香港を源泉とする受取利息。事業を営まない個人に帰属するものを除く。(12ページの“受取利息免税”を参照)
- i) 預金証書や為替証書の提示、満期償還または、売却から生じる香港を源泉とする所得。事業を営まない個人に帰属するものを除く。(金融機関については上記f)を参照。)
- j) 不動産所得を得る権利の譲渡から得られる所得。

## 事 業 所 得 税

上記のa)、b)およびc)については一般に収入の30%が課税所得とみなされ、税額は収入の4.95%(16.5%×30%に相当する)になる。4.95%の税率は、包括的租税協定(もし適用であれば)による軽減税率までに減少する可能性がある。ロイヤルティーの受取人が関連会社である場合、ロイヤルティーの対象となった資産が香港内で事業を営んだことがある者によって所有されていたことがないことを税務上証明できない限り、全支払金額が16.5%の税率で課税される。

### 受取利息免税

香港において取引、専門職業または事業を行う者(法人を含む)が香港にある銀行預金から受取利息を得た場合、当該預金が支払利息の損金算入が可能となる借入金の担保になっていないことを条件に、受取利息は非課税になる。この免税は、金融機関の経過利息については適用されない。

### 損金算入項目

課税所得を生むための費用は、領域概念の規制を受けず損金に算入される。内国歳入法は損金算入項目を下記のとおり特定している。

- a)課税所得を得る目的で借り入れた資金に対する利息ならびにその借入金に関する弁護士手数料、印紙税およびその他の費用。支払利息を控除可能にするためには、(課税所得を得る目的以外の)その他の条件も満たさなければならない。その他の条件は、主に租税回避防止の為のものであり、例えば納税者(あるいはその関連者)により預金または、貸付金が担保として提供されており、その預金等から発生する利息収入が香港税法上課税対象にならない場合、当該支払利息は損金不算入となる。投資用不動産の建設に関わる支払利息は、資本的支出とみなされ損金不算入となる。
- b)課税所得を得る目的で使用される建物または、土地の賃借料。
- c)特定の課税所得に課された納稅済の外国税額。
- d)既に課税所得に計上された債権金額または、金銭貸付業における通常の貸付金である場合の当該債権の貸倒償却損失。
- e)税務当局が不良債権であると認め、かつ当該債権が既に課税所得に含められた金額または、金銭貸付業における通常の貸付金である場合の当該債権の貸倒引当金繰入額。

## 事業所得税

- f)課税所得を得るために使用される建物、機械および装置の修繕費。
  - g)課税所得を得るために使用される器具、用具または、物品の取替費。
  - h)課税所得を得るために使用される商標、デザイン、特許の登録費。
  - i)フィジビリティスタディや市場調査、事業経営調査、管理サービス調査、設計や革新を伴う特定の活動のための費用を含む研究開発費用。
  - j)認可された研究機関に対する支払額。
  - k)雇用者の強制退職年金基金あるいは認定退職金制度に対する拠出金。(被雇用者それぞれの年間報酬の15%が限度。)
  - l)公認慈善寄付金。
- 特定の資本的支出について、控除可能な場合もある。(詳細については16ページの“資本的支出にかかる税務上の恩典”を参照)

### 損失

税務上の繰越損失は当期および将来の課税所得と相殺され、永久に繰り越すことができる。

会社がパートナーシップのパートナーであり、そのパートナーシップに損失が生じた場合には、パートナーシップの損失のうち会社の持分を会社の課税所得から控除することができる。会社の損失は、当該年度または、将来年度の会社の課税所得あるいは、パートナーシップの利益に占める会社の持分から控除することができる。

香港の税法は損失のグループ会社間の通算や他社への移転を認めていない。内国歳入法には税務上の損失を計上している会社の移転取引を防ぐ条項が含まれている。

### 特定業種の納税者/所得

#### 金融機関

銀行および預金受入会社については、利子所得が香港における事業行為から生じた場合には、一般に国外源泉とみなされる利子所得についても課税される。

## 事 業 所 得 税

### 保険、再保険およびキャプティブ保険事業

生命保険会社の課税所得は香港における生命保険業務からの保険料収入の5%であるとみなされる。ただし、納税者は保険数理報告に基づく計算式による課税方式の選択を行うこともできるが、一度選択すると変更できない。

生命保険業務以外の保険業務から生じた会社の課税所得には、香港における生命保険業務以外の保険業務から生じた総保険料、香港を源泉とする利息、香港を源泉とするその他の所得、固定資産処分による差額賦課、所得年度の期首においても解消されていないリスクに対する引当金および再保険による損失回収額が含まれる。損金算入項目は、払戻保険料、再保険料、事業年度末における全世界の保険業務について会社が採用している引当率に基づき算出した未解消のリスクに対する引当金、実損額、香港における代理店の費用、固定資産の税務上の減価償却額および固定資産処分時の差額償却ならびに本社経費の公正な配賦額である。

再保険専門業者の香港外リスクに対する再保険事業から生じる法人の課税所得については、税率が50%軽減される。

2013/14課税年度より発効されるが、軽減税率(すなわち、通常の税率の50%)は認可されたキャプティブ保険会社の適格オフショア保険事業から発生した課税所得にも適用される。

### 海運・空運事業

船舶業を営む法人の課税所得は全世界船舶業収入総額に対する全世界船舶業利益の割合を用いて計算される。当該割合を、香港で積載された旅客や貨物の輸送、香港領海内またはそこを起点とする引船、香港領海内の浚渫および香港領海内での航行に関する用船による収入合計に乗じて課税所得が計算される。

しかし、商業船舶(登録)法に基づいて登録された船舶については、香港で積載された旅客や貨物の香港領海外への国際輸送や香港領海外へ航行する引船から得られる収入は非課税である。これは船舶所有者が香港内で船舶を登録するためのインセンティブを提供している。

香港外に居住しているが香港内で船舶所有者として業務を営んでいると判断される納税者は、船舶の所有者の居住地域が互恵免税措置を規定している場合には、香港において免税対象となる。

## 事業所得税

航空業を営む法人の課税所得も、全世界の収入総額に対する利益の割合を香港からの乗客や貨物の積載収入および香港に帰属するいくつかのタイプの国際チャーター収入に乗じて算出される。

香港特区政府は2016/17年度の予算案において航空機リース事業を促進し、また航空宇宙産業向け融資の商機を探るため、税務優遇措置の活用を調査するように提案した。

### 適格債券

適格債券の売買および利息収入に対しては、債券の発行日および償還期間に関する特定の条件を満たす場合に、標準事業所得税率の50%軽減税率あるいは免税の適用がある。適格債券は香港金融管理局に申請・認可され、適切な信用格付や最小HK\$50,000の発行単位を有していかなければならない。

### オフショア・ファンド

完全な自由裁量権を有する香港のファンド・マネージャーおよび投資アドバイザーによって運用されるオフショア・ファンドは、「特定の人」により実行または、アレンジされる6種類の「特定取引」から香港において生じる利益について、香港事業所得税が免除される。しかしながら内国歳入法には租税回避条項も規定されており、非居住者の免税対象利益に対する特定の居住者の持分が事業所得税の課税対象とみなされる場合がある。

2015/16課税年度より、オフショア・ファンドの事業所得税免除における「特定取引」の適用対象範囲は、特定の海外非上場企業の取引にまで拡大される。このため、非居住者のプライベート・エクイティ・ファンドも所定条件を満たした場合に事業所得税免除を享受できる可能性がある。

### グループ金融財務拠点

香港特区政府は2014/15年度の予算案において、グループ金融財務拠点にかかる利息控除に対する内国歳入法の下での要件を検討するよう提案した。さらに、2015/16年度の予算案においては、香港特区政府は特定の財務関連業務に対する事業所得税の軽減税率(すなわち、通常の税率の50%)を導入するように内国歳入法を修正することを提案した。2015年12月に香港特区政府は前述の措置を導入するための草案を公布した。当該草案の要旨は以下の通りである。

## 事 業 所 得 税

- (1)香港において適格グループ金融財務拠点により獲得された特定所得に対して8.25%の事業所得税軽減税率を導入する。
- (2)香港企業が行っている関連企業社間の融資業務にかかる利息費用の損金算入規則を改善する一方、これらの業務により受け取る利息収入と特定利益を課税取引金額としてみなす(11ページの“香港で課税対象とみなされる所得”を参照)。
- (3)金融機関がバーゼルIIIの資本充実要件を満たす目的で発行した規制に基づく資本証券について事業所得税と印紙税の税務処理を明確化する。

当該税務草案は現在、立法評議会にて審議中であり、法律として成立されていない。当該税務草案が成立次第、前述のグループ金融財務拠点に適用される軽減税率と関連企業社間融資のための新しい損金算入規則は2016年4月1日より適用される見込みである。

### イスラム債

イスラム債(すなわちスルーク)のために従来の伝統的債券と類似している税務処理を提供する特別税制措置がある。この税制措置では、特定の代替債券スキームとして適格とされるイスラム債の「適格債券取引」と「適格投資取引」は事業所得税上、負債とみなされる。適格債券取引は、債券による収入はスルーク発行者のスルーク保有者に対する借入金としてみなされ、スルーク発行者からスルーク保有者への利払いは借入金への利息とみなされる。適格投資取引は、原資産の取得原価は原債権者のスルーク発行者に対する借入金としてみなされ、スルークの発行者が受取る投資収入は借入金の利息と元金の返済とみなされる。

特定の条件を満たした場合、内国歳入法にある受取利息の課税、支払利息と減価償却費の控除等に関連する規定は、スルークにも同様に適用されるということになる。

### 資本的支出にかかる税務上の恩典

工業用建物、商業用建物および構築物の建設ならびに取引または、事業目的に使用する機械および装置の設置にかかる資本的支出に対して一定の減価償却が認められる。一定の建物・構築物の改修費用、一定の固定資産および一定の知的財産権に対する特別税額控除が存在する。

## 事 業 所 得 稅

### 建物または、構築物

適格事業のために使用される工業用建物または、構築物の建設費(土地の原価を除く)に対して、20%の初年度償却が認められる。適格事業には、製造所、工場または、その他の類似の建物において行われる事業が含まれる。また、当初の資本的支出につき4%の年次償却も認められている。

工業用建物以外の目的で使用される建物または、構築物については(換言すれば、商業用建物または、建築物等)、建設により発生した資本的支出に対して4%の年次償却が認められている。

建物または、構築物が処分された課税年度においては、差額償却または、差額賦課が課税所得より減算または、これに加算される。差額賦課は、過年度に行われた年次償却と初年度償却の合計額を限度とする。

### 環境に配慮した建物附属設備

環境に配慮した建物附属設備にかかる資本的支出は20%の年次償却率で5年間にわたって損金算入可能となった。しかしながら、割賦販売契約に基づく資本的支出については損金算入が認められない。

### 機械および装置

機械および装置に対する資本的支出の60%の初年度償却がその支出が行われた課税年度に認められ、年次償却も残存簿価に対して機械および装置の種類により10%、20%および30%の特定率で認められる。

「特定固定資産」の資本的支出については即時100%の償却が認められている。「特定固定資産」とは、製造用の特定の機械および装置、コンピュータ・ハードウェア(機械および装置と不可分なものを除く)、ソフトウェアおよびシステムである。リース契約の賃借人が保有する固定資産または、分割払い購入契約の資本的支出については当該償却の適用はない。

環境に配慮した機械や設備に対する資本的支出の100%即時償却は可能となっている。しかしながら、リース契約の賃借人が保有する機械類または、割賦販売契約の資本的支出については損金不算入である。

上記に加えて環境に配慮した乗用車に対する資本的支出の100%即時償却が認められている。

## 事 業 所 得 税

### 知的財産権

課税所得を得るために使用された特定の特許権もしくはノウハウ権の取得原価は取得時点で全額控除の対象となる。

課税所得を得るために使用された特定の知的財産権(すなわち、著作権、登録意匠、登録商標)の購入により発生した資本的支出も一定の条件を満たした場合、控除の対象となる。ただし、これは取得年度より5年間にわたり年間20%で控除されてゆく。香港特区政府は2016/17年度の予算案において知的財産の取得により発生した資本支出に対する税額控除の対象範囲を、さらに多くの種類の知的財産権、すなわち半導体集積回路の配置設計、植物品種および上演権にまで拡大するように提案した。

関連企業から全部もしくは部分的に購入された特許権、ノウハウ権もしくは特定知的財産の取得原価は前述の控除対象外である。

### 修繕償却

事業用の建物および構築物の修繕費用は20%の年次修繕償却率で5年間にわたって損金算入できる。

### セール・アンド・リースバックおよびレバレッジ・リース

セール・アンド・リースバック契約によって取得した機械および装置で、(船舶および航空機を除く)当該資産が主に香港以外で使用される場合または、直接あるいは間接に求償権に制限のある債務証書により資金手当されているレバレッジ・リースの場合には、税務上の減価償却が否認されることがある。船舶および航空機にも特別規定が適用される。

### 徴税

事業所得税は、一般に申告書を提出して当該課税年度の確定税額の課税通知書を受け取る前に予定納税により徴収される。予定税額は前年度の確定税額を参照して算定され、その納付額は當年度の確定税額から控除される。

予定税額が確定税額を上回る場合の超過額は次年度の予定税額に充当される。課税通知書のみが納付期限を規定している。

予定税額が過大であれば、支払期日の28日前または、課税通知書の発行日より14日以内のいずれか遅いほうにその全部または、一部の支払保留の申請が可能である。

## 不動産所得税

### 税率

不動産所得税の税率は一律15%である。

### 課税形態

香港にある土地または、建物の所有者には、その純査定価格に対して不動産所得税が課される。

### 免税措置等

不動産所得税は政府および領事館が所有する不動産には課されない。香港の不動産から生じる賃貸料所得は不動産所得税の対象である。会社は香港で事業所得税の対象となる所得を生むために保有する不動産について、不動産所得税の免税を書面にて申請することができる。免税の申請を行わない場合においては、会社の未払事業所得税から支払い済みの不動産所得税を控除することができる。

### 純査定価格

不動産の査定価格とは、土地や建物の使用権に対して物件の所有者に支払われるべき金銭、もしくは金銭相当額から回収不能額を減算した価格である。純査定価格は、査定価格から所有者が負担した固定資産税(レーツ)を差し引き、その残高の20%を修繕費等として減算した後の数字である。実際の費用負担分については減算されない。

### 徴税

不動産所得税は、不動産が最初に賃貸される際にその所有者に対して発行される予定税額の課税通知書により徴収される。予定税額の納付額は当年度の確定税額から控除される。予定税額が確定税額を上回る場合の超過額は次年度の予定税額に充当され、これを上回る場合は還付される。予定税額が過大であれば、支払期日の28日前または、課税通知書の発行日より14日以内のいずれか遅いほうにその全部または、一部の支払保留が書面で申請することにより可能である。

## 申告期日

### 税務申告書の提出

#### 事業所得税申告書

税務局は香港の各法人または、支店に対し通常毎年4月の最初の営業日に事業所得税申告書を発行する。原則として発行日以降1ヶ月以内が申告期限である。提出期限が祝日の場合、次の営業日が提出期限となる(後述のその他の申告書についても同様の扱いとなる)。11月30日以降が決算日であり、かつ税務代理人が申請した場合、申告期限の延長を認めている。

下表では、申告書は4月1日に発行されるものと仮定する。

決算日	期日延長後の申告期限	納税期限
4月1日～11月30日	5月2日 <sup>1</sup> (5月1日は香港の祝日)	課税通知書にて明記されている。支払期日は通常、申告書が発行された翌年の11月から翌年の4月まで
12月1日～12月31日	翌年の8月15日	
1月1日～3月31日	同年の11月15日	

#### 注記

1. 2016年5月2日は香港の祝日であるため、2015/16年度の申告期限は5月3日となる。

#### 個人の給与所得税申告書

税務局は給与所得者に対して通常5月の最初の営業日に給与所得税申告書を発行する。原則として発行日以降1ヶ月以内が申告期限である。税務代理人がその代わりに提出した場合、さらに1ヶ月の申告期限の延長が認められている。

申告期限	納税期限
7月2日(7月1日は香港の祝日)	課税通知書にて明記されている。支払期日は通常、申告書が発行された翌年の1月から4月まで

#### 不動産所得税申告書

税務局は通常毎年4月の最初の営業日に事業所得税申告書を送付してくれる。原則として1ヶ月以内が申告期限である。

申告期限	納税期限
5月2日 <sup>1</sup> (5月1日は香港の祝日)	課税通知書にて明記されている。支払期日は通常、申告書が発行された当年度の11月以降

#### 注記

1. 2016年5月2日は香港の祝日であるため、2015/16年度の申告期限は5月3日となる。

## 申告期日

### 報酬・退職金に関する雇用者申告書

税務局は、通常4月の最初の営業日に報酬・退職金に関する雇用者申告書を発行する。原則として発行日以降1ヶ月以内が申告期限である。仮に、報酬・退職金に関する雇用者申告書が4月1日に発行された場合、通常関連する年度の5月2日が申告期限となる(5月1日は香港の祝日)。

### 異議申立て

通常課税通知書の発行日より1ヶ月以内。

## 印 紙 稅

### 税率

不動産：法的所有権の譲渡 従価税率に従った印紙税

売買価額	2013年2月23日からの適用税率 <sup>注1</sup>	
	税率1 <sup>注2</sup>	税率2 <sup>注2</sup>
\$200万以下	1.50%	\$100
\$200万超～300万まで	3.00%	1.50%
\$300万超～400万まで	4.50%	2.25%
\$400万超～600万まで	6.00%	3.00%
\$600万超～2,000万まで	7.50%	3.75%
\$2,000万超	8.50%	4.25%

注記：

- 実際の売買価額が一層高い税率が適用される売買価額帯をわずかだけ上回る場合、低い方の税率が適用される可能性がある。
- 税率2は取得時点において香港での住居用不動産を所有していない香港永久居民により取得された住居用不動産、およびその他特定の状況に適用される。その他の場合は、税率1が適用される。

住居用不動産の法的所有権の譲渡が当該不動産の課税対象となる売買契約書に準拠して履行され、かつ正式に署名された場合、法的所有権の譲渡はHK\$100の印紙税が課税される。

法的所有権の譲渡契約書は、契約履行後30日以内に印紙税の査定のため提出する必要がある。

## 印 紙 稅

### 不動産の売買契約-従価税率に従った印紙税

2013年2月23日以前に住居用不動産の売買契約のみが従価税率に従った印紙税の課税対象となっていた。2013年2月23日もしくはそれ以降に履行されたいかなる住居用不動産と非住居用不動産の売買契約も従価税率に従った印紙税の課税対象となる。不動産の売買契約に対する従価税率に従った印紙税は、前述の不動産の法的所有権の譲渡に対する印紙税と同じである。

取り交わされた契約書は、契約締結後30日以内に印紙税査定のために提出する必要がある。

### 住居用不動産の売却に関する特別印紙税

2010年11月20日より、取得日から一定期間以内の住居用不動産の売却に対して特別印紙税(SSD)を導入している。SSDは限られた免除要件を満たす場合を除き、現在課されている不動産の法的所有権の譲渡もしくは住居用不動産の売買契約に対する印紙税に加え、従価税が課される。SSDは契約書に記載された金額または、市場価格のいずれか高い金額に基づいて、以下に示す期間に応じて逆進的な税率が適用される。

<u>保有期間</u>	<u>2012年10月27日</u>	<u>以降適用税率</u>
・ 6ヶ月以下保有の住居用不動産		20%
・ 6ヶ月を超える1年以内保有の住居用不動産		15%
・ 1年を超える3年以内保有の住居用不動産		10%

### 住居用不動産の取得に対する購入者印紙税

2012年10月27日から、香港永久居民以外のいずれの者(香港と海外企業を含む)による香港の居住不動産の取得について購入者印紙税(BSD)が課税されることとなった。BSDは契約書に記載された金額または、市場価格のいずれか高い金額に基づいて均一の税率(15%)で課される。BSDは特定の免除条件を満たす場合を除き、従価税率に従った印紙税および特別印紙税(もし該当があれば)に加えて課されるものである。

## 印 紙 稅

### 香港における不動産賃貸

賃貸契約については、印紙税は下記の表に示されているように賃貸借期間に応じて年間賃料に対する税率が決められる。

賃貸期間	2016/17	2015/16
賃貸期間が決められていないもしくは不確実	0.25%	0.25%
1年未満	0.25%	0.25%
1年以上3年未満	0.50%	0.50%
3年以上	1.00%	1.00%

### 香港の株式

香港の株式にかかる印紙税率は1取引当たり売買価額の0.2% (HK\$1,000当たりHK\$2)となる。

### 香港の無記名証券

香港で発行する無記名証券については、その市場価額に対して3%の印紙税が課される。

### 課税形態

印紙税は、香港の不動産売却権譲渡証書、香港の居住用不動産の売買契約書、香港の不動産の賃貸借取引、株式の譲渡または、無記名証券の発行に対して課される。賃貸借取引に対する印紙税率は賃貸期間により異なる。文書の原本が課税済である場合、その控えまたは、写しにはHK\$5の印紙税がかかる。香港の不動産および株式の譲渡価額が市場価額を下回る場合は、譲渡日現在の市場価額に対して印紙税が査定されることもある。

## 印 紙 稅

### 免税措置等

租税回避防止措置の適用はあるものの、株式や不動産の受益権の関連会社間における譲渡については、印紙税が免除される。会社が他の会社の発行済株式の90%以上を実質的に所有している場合、あるいは別の会社が当該会社の発行済株式の90%以上を実質的に所有している場合、これらの会社は関連会社となる。

ある種の株式貸付契約についても印紙税が免除される場合がある。

マーケット・メーカーが行うオプション取引をヘッジする目的の株式取引およびマーケット・メーキングの過程で取り組んだオプション取引から直接生じる株式取引については、印紙税が免除される。

香港地域におけるデリバティブ・オプションや転換社債等の取引については、法定免税措置が適用されている。

ユニット型投資信託基金の香港内における購入および償還については、印紙税署によって認可された免除措置により従価税率による印紙税は免除され、さらにHK\$5の固定印紙税が現行条例下において免除となる。

事業所得税と同様であり(16ページ-イスラム債を参照)、イスラム債(例:スクーク)に関連する特定の取引に対して特別税制措置を適用することにより、これらの取引に対する印紙税が免除できる。例えば、特定の代替ボンドスキーム(「ABS」)における適格債券取引の下で発行された代替的な債券(例:イスラム債)の譲渡は大抵の場合には印紙税条例の下における香港株式の譲渡にかかる印紙税の課税対象とならない。また、特定のABSにおける適格投資取引の原資産の譲渡もしくはリースに関連して締結された文書は印紙税が免除される。ただし、免除対象とされる当該文書に対する印紙税条例による免税額について保証を提供する必要がある。

2015年2月13日より発効されるが、香港に上場しているすべての投資信託のユニットもしくは株式の譲渡については印紙税が免除される。

## 間接税および手数料

	<u>2016/17</u>	<u>2015/16</u>
<b>資本税(従価税)</b>	なし	なし
<b>事業登録料</b>		
事業登録料+付加税:(1年)	\$250 <sup>注1</sup>	\$2,250
事業登録料+付加税:(3年)	\$3,950 <sup>注1</sup>	\$5,950
(一部の小規模事業者には 軽減措置あり)		
<b>銀行および預金受入会社の登録および免許料</b>		
料金は事業形態により異なる。		
<b>車両登録および免許料</b>		
最初の登録料および年間免許料を支払う。支払額は車両の形体および大きさ により異なる。環境に配慮した商業用の車両については最初の登録税が免税 される。		
<b>空港施設利用税</b>		
12歳以上の旅行客	\$120	\$120
12歳未満の旅行客	NIL	NIL
(同日内の乗継旅行客は免税)		
<b>ホテル宿泊税</b>		
ホテルおよびゲストハウスの 施設利用料に基づく	免除 <sup>注2</sup>	免除 <sup>注2</sup>
<b>賭博税</b>		
競馬(純利益)	72.5%-75%	72.5%-75%
宝くじ(マークシックス)(受取額)	25%	25%
サッカー(純利益)	50%	50%

注1: 2016/17年度の事業登録料が免除となる。

注2: 3%のホテル宿泊税は以降の通知があるまで免除となる。

## 間接税および手数料

	<u>2016/17</u>	<u>2015/16</u>
<b>間接税</b>		
<b>炭化水素類</b>		
航空燃料	\$6.51/リッル	\$6.51/リッル
軽油	\$2.89/リッル	\$2.89/リッル
(超低硫黄燃料とユーロV燃料を除く)		
超低硫黄燃料	\$2.89/リッル	\$2.89/リッル
ユーロV燃料	\$0/リッル	\$0/リッル
加鉛ガソリン	\$6.82/リッル	\$6.82/リッル
無鉛ガソリン	\$6.06/リッル	\$6.06/リッル
<b>タバコ</b>		
紙巻タバコ1,000本毎	\$1,906	\$1,906
葉巻タバコ	\$2,455/箱	\$2,455/箱
中国産	\$468/箱	\$468/箱
その他のタバコ製品	\$2,309/箱	\$2,309/箱
(紙巻タバコ用原料を除く)		
<b>酒税</b>		
アルコール含有率30%超の酒類	100%	100%
ワイン	0%	0%
アルコール含有率30%以下のその他酒類	0%	0%
<b>メチルアルコール</b>		
アルコール含有率30%超の場合	\$840/100リッル	\$840/100リッル

## プライスウォーターハウスクーパースの 責任者

**大中華圏議長**  
レーモンド チャオ +852 2289 2111

**中国、香港、シンガポールおよび台湾 税務部門長**  
ピーター シー +852 2289 1828

**香港および華南地区統括税務部門長**  
レイノルド ホン +852 2289 3604

**華南地区統括税務部門長**  
チャールズ リー +852 2289 8899

**シンガポール法人税務部門長**  
クリス ウー +65 6236 3688

**台湾法人税務および法務サービス部門長**  
ハワード クオ +886 (2) 2729 5226

## コンタクト先

香港法人税務	アグネス ウォン	+852 2289 3816
	^ コーリン ファレル(テクノロジー、メディア&テレコミュニケーション)	+852 2289 3800
	ダビッド カン	+852 2289 3502
	エドワード サム	+852 2289 2866
	フローラ ロウ	+852 2289 3657
	^ フローレンス イップ(金融サービスおよび資産管理)	+852 2289 1833
	グウェンダ ホー	+852 2289 3857
	^ ジェニー ツアウ(小売&消費者製品)	+852 2289 3617
	^ ジュリエット チョイ(工業製品)	+852 2289 3608
	^ ジュリア チャン	+852 2289 3082
	^ カイザー ケワン(税務論争サービス)	+852 2289 3868
	^ ケーケー ソー(不動産)	+852 2289 3789
	メディナ イップ	+852 2289 3022
	^ オスカーラウ(事業所得税)	+852 2289 5603
	^ フィリップ マック(金融サービス移転価格)	+852 2289 3503
	^ レックス ホー(金融サービス)	+852 2289 3026
	^ スザン ワット(税務会計サービスおよび共通報告様式)	+852 2289 3002
	ティモシー ウォン	+852 2289 3099
中国税務	キャサリン ツアン	+852 2289 5638
	^ キャシー ジアン(物流および運送)	+852 2289 5659
	^ ジュリエット チョイ(M&A)	+852 2289 5616
	ジョイス ロー	+852 2289 5621
	エルエス ゴー	+852 2289 5609
国際税務	ケニス ウォン	+852 2289 3822

^ 各部責任者

	^ ニック ディグナン (国際税務アドバイザリー)	+852 2289 3702
	ナイジェル ホブラー	+852 2289 3122
	ピクター リー	+852 2289 3818
移転価格	^ シシーリア リー	+852 2289 5690
	デビッド マクドナルド(金融サービス)	+852 2289 3707
会社受託管理サービス	^ ロレッタ チャン	+852 2289 6700
個人の金融サービス	^ ジョン ウォン	+852 2289 1810
記帳代行および給与 計算サービス	^ ベギー チェン	+852 2289 1406
インターナショナル・ アサインメント・サ ービス	ペリン チャン	+852 2289 5504
	ジェイムズ クレメンス	+852 2289 1818
	ルイス ラム	+852 2289 5528
	^ マンディ クオック	+852 2289 3900
	ロバート キース	+852 2289 1872
	テレーサ チャン	+852 2289 1887
アメリカ法人所得税 コンサルティング	アンジェリカ クワン	+852 2289 3966
	^ アンソニー トン	+852 2289 3939
	ポール ホー	+852 2289 3061
	ウェンディ ン	+852 2289 3933
国際貿易サービス	コルバート ラム	+852 2289 3323
香港のシニア・税務 アドバイザー	ダビッド スミス	+852 2289 5082
	マーセラス ウォン	+852 2289 1822
	ティム ルイ	+852 2289 3088

^ 各部責任者